

大環第641-2号  
令和4年3月15日

第一種フロン類充填回収業者 代表者 様

埼玉県環境部大気環境課長  
宮原 正行（公印省略）

業務用冷凍空調機器の管理者へのフロン排出抑制法の  
周知及び助言について（依頼）

本県の環境行政の推進について、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）では、業務用冷凍空調機器の管理者（ユーザー）に、フロン類の漏えい防止に取り組み、点検等を行うことを義務付けております。

また、改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日に施行され、管理者に対する規制も強化されているところです。

フロン類の排出抑制を推進するためには、管理者の皆様にはフロン排出抑制法を十分に御理解いただくことが重要です。

については、第一種フロン類充填回収業者の皆様におかれましては、機器の点検や整備に出向く機会を利用し、管理者に対して下記1の内容を御助言いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、改正法の内容については、下記2の環境省ホームページを御確認ください。

また、県では業務用冷凍空調機器のユーザー向けのホームページを公開しております（下記3参照）ので、御活用ください。

県でも、管理者に対し立入検査等を行い、法令の周知・指導を行ってまいりますので、御協力をお願いします。

## 記

### 1 管理者への助言について

- (1) 簡易点検の具体的内容
- (2) 点検整備記録簿の作成方法、充填回収量の記録方法
- (3) 算定漏えい量の算出、報告の方法
- (4) 定期点検の確実な実施
- (5) 機器廃棄時のフロン類の確実な回収

2 改正フロン排出抑制法について（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

3 業務用冷凍空調機器をお使いの皆さまに関する義務について（埼玉県ホームページ）

※管理者向けリーフレットも公開しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-otsukainominasamanikannsurugimu.html>

担当 規制担当 添田  
電話 048-830-3058  
FAX 048-830-4772